

物価高騰対応重点支援給付金 のご案内



- 物価高騰対応重点支援給付金は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**令和6年3月29日（必着）**までに**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7** 万円

給付金の支給時期

香芝市が確認書(または申請書)を受領した日から1ヶ月後が目安です。

支給対象と手続き

支給対象となる世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で香芝市に住民登録のある世帯のうち世帯全員の**令和5年度「住民税均等割が非課税」**の世帯

※ 住民税が課税されている方の**扶養親族のみの世帯**を除きます

【注意】 既に他市町村から同様の給付金(7万円/世帯)を受給の世帯は支給対象外です

香芝市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)を受給していない世帯

確認書が届きます

※世帯全員の課税状況が確認できない場合は申請書を送付しています。

裏面「**I**」をご覧ください

令和5年6月2日以降に転入又は世帯構成に変更等があった世帯

申請書が届きます

※R5.6.2以降の転入者でも課税状況が確認できた方については確認書を送付しています。

裏面「**II**」をご覧ください

香芝市から

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

I 基準日において、香芝市に住民登録があり

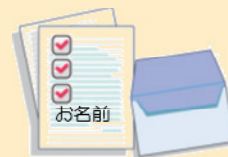
- 香芝市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を受給していない場合

・対象となる世帯には、香芝市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

・中身を確認して、香芝市に**返信してください**。

【確認事項】

- * 給付金振り込み口座番号が記載されている場合、誤りがないか
- * 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 基準日において、香芝市に住民登録があり

- 世帯の中に、令和5年6月2日以降に世帯構成に変更がある場合
- 世帯の中に、令和5年度市町村民税が未申告である方がいる場合

・給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

・申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に香芝市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



物価高騰対応重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」

にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ 「物価高騰対応重点支援給付金窓口」

香芝市コールセンター

 **0745-43-6403** 受付時間 平日9:00~17:00

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市総合福祉センター 1F 生活支援課内

※ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください